

内閣参質一九二第八六号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出南スードンPKOにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

()

()

参議院議員小西洋之君提出南スーク・PKOにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第一号口に該当する国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、同法第六条第十三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同法第八条第一項（第六号）の規定に基づき作成した実施要領に従つて国際平和協力業務を中断することとなり、さらに、当該業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、同法第六条第十三項の規定に基づき実施計画の変更を閣議により決定し、当該派遣を終了することとなる。

○

○